

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
72	1111	医療入1	イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合			323
72	1112	医療入1・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		307
72	1113	医療入1・地公体		323 単位	地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		312
72	1114	医療入1・地公体・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		296
72	1121	医療入2		(2) 肢体不自由児の場合			148
72	1122	医療入2・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		141
72	1123	医療入2・地公体		148 単位	地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		143
72	1124	医療入2・地公体・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		136
72	1131	医療入3		(3) 重症心身障害児の場合			880
72	1132	医療入3・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		836
72	1133	医療入3・地公体		880 単位	地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		849
72	1134	医療入3・地公体・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		807
72	1311	医療入有期11	ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一) 最初の90日まで		355
72	1312	医療入有期11・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		337
72	1313	医療入有期11・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		343
72	1314	医療入有期11・地公体・未計画		355 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		326
72	1315	医療入有期12			(二) 91日目以降180日まで		323
72	1316	医療入有期12・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		307
72	1317	医療入有期12・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		312
72	1318	医療入有期12・地公体・未計画		323 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		296
72	1319	医療入有期13			(三) 181日目以降		291
72	1320	医療入有期13・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		276
72	1321	医療入有期13・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		281
72	1322	医療入有期13・地公体・未計画		291 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		267
72	1331	医療入有期21		(2) 肢体不自由児の場合	(一) 最初の90日まで		163
72	1332	医療入有期21・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		155
72	1333	医療入有期21・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		157
72	1334	医療入有期21・地公体・未計画		163 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		149
72	1335	医療入有期22			(二) 91日目以降180日まで		148
72	1336	医療入有期22・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		141
72	1337	医療入有期22・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		143
72	1338	医療入有期22・地公体・未計画		148 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		136
72	1339	医療入有期23			(三) 181日目以降		133
72	1340	医療入有期23・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		126
72	1341	医療入有期23・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		128
72	1342	医療入有期23・地公体・未計画		133 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		122
72	1351	医療入有期31		(3) 重症心身障害児の場合	(一) 最初の90日まで		968
72	1352	医療入有期31・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		920
72	1353	医療入有期31・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		934
72	1354	医療入有期31・地公体・未計画		968 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		887
72	1355	医療入有期32			(二) 91日目以降180日まで		880
72	1356	医療入有期32・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		836
72	1357	医療入有期32・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		849
72	1358	医療入有期32・地公体・未計画		880 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		807
72	1359	医療入有期33			(三) 181日目以降		792
72	1360	医療入有期33・未計画			入所支援計画が作成されない場合 × 95%		752
72	1361	医療入有期33・地公体			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 × 96.5%		764
72	1362	医療入有期33・地公体・未計画		792 単位	入所支援計画が作成されない場合 × 95%		726
72	1211	医療入4	ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合		124 単位	124
72	1221	医療入5		(2) 重症心身障害児の場合		880 単位	880
72	1431	医療入有期41	ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一) 最初の90日まで		136 単位
72	1432	医療入有期42			(二) 91日目以降180日まで		124 単位
72	1433	医療入有期43			(三) 181日目以降		112 単位
72	1451	医療入有期51		(2) 重症心身障害児の場合	(一) 最初の90日まで		968 単位
72	1452	医療入有期52			(二) 91日目以降180日まで		880 単位
72	1453	医療入有期53			(三) 181日目以降		792 単位
72	6000	医療入児童発達支援管理責任者専任加算1	児童発達支援管理責任者専任加算	(1) 自閉症児の場合		24 単位加算	24
72	6001	医療入児童発達支援管理責任者専任加算2		(2) 肢体不自由児の場合		24 単位加算	24
72	6002	医療入児童発達支援管理責任者専任加算3		(3) 重症心身障害児の場合		24 単位加算	24
72	6200	医療入重度障害児支援加算Ⅰ	重度障害児支援加算	(1) 自閉症児の場合	(1) 重度障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位加算	165
72	6201	医療入重度障害児支援加算Ⅱ			(2) 重度障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位加算	198
72	6202	医療入重度障害児支援加算Ⅲ		(2) 肢体不自由児の場合	(3) 重度障害児支援加算(Ⅲ)	198 単位加算	198
72	6203	医療入重度障害児支援加算(強度行動)		別に定める要件に合致する場合		11 単位加算	11
72	5110	医療入重度重複障害児加算	重度重複障害児加算	自閉症児・肢体不自由児の場合		111 単位加算	111
72	5330	医療入乳幼児加算	乳幼児加算	肢体不自由児の場合		70 単位加算	70
72	6280	医療入心理担当職員配置加算	心理担当職員配置加算	自閉症児・肢体不自由児の場合		26 単位加算	26
72	5020	医療入自活訓練加算Ⅰ	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度)		337 単位加算	337
72	5021	医療入自活訓練加算Ⅱ		ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度)		448 単位加算	448
72	5492	医療入福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		10 単位加算	10
72	5490	医療入福祉専門職員配置等加算Ⅱ		ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		7 単位加算	7
72	5491	医療入福祉専門職員配置等加算Ⅲ		ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		4 単位加算	4
72	5480	医療入地域移行加算	地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)		500 単位加算	500	1回につき
72	6590	医療入小規模グループケア加算	小規模グループケア加算		240 単位加算	240	1日につき
72	6621	医療入処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		単位加算	1月につき
72	6616	医療入処遇改善加算Ⅱ		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		単位加算	
72	6596	医療入処遇改善加算Ⅲ		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		単位加算	
72	6601	医療入処遇改善加算Ⅳ		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		単位加算	
72	6606	医療入処遇改善加算Ⅴ		ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		単位加算	
72	6611	医療入処遇改善特別加算			単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位			
種類	項目											
72	8111	児児入1・定超	イ 医療型障害児 入所施設で行う場 合	(1) 自閉症児の場合 323 単位	地方公共団体が設置する指定医療型 障害児入所施設の場合 × 96.5%	利用者の数 が利用定員 を超える場合 × 70%	入所支援計画が作成されない場合	× 95%	226	1日につき		
72	8112	児児入1・定超・未計画						× 95%	215			
72	8113	児児入1・地公体・定超						× 95%	218			
72	8114	児児入1・地公体・定超・未計画						× 95%	207			
72	8121	児児入2・定超						× 95%	104			
72	8122	児児入2・定超・未計画						× 95%	99			
72	8123	児児入2・地公体・定超						× 95%	100			
72	8124	児児入2・地公体・定超・未計画						× 95%	95			
72	8131	児児入3・定超						× 95%	616			
72	8132	児児入3・定超・未計画						× 95%	585			
72	8133	児児入3・地公体・定超						× 95%	594			
72	8134	児児入3・地公体・定超・未計画						× 95%	564			
72	8311	児児入有期11・定超	ロ 医療型障害児 入所施設で定期有 目的の支援を行う	(1) 自閉 症児の場合	(一) 最初の 90日	(一) 最初の 90日	入所支援計画が作成されない場合	× 95%	249			
72	8312	児児入有期11・定超・未計画						× 95%	237			
72	8313	児児入有期11・地公体・定超						× 95%	240			
72	8314	児児入有期11・地公体・定超・未計画						× 95%	228			
72	8315	児児入有期12・定超						× 95%	226			
72	8316	児児入有期12・定超・未計画						× 95%	215			
72	8317	児児入有期12・地公体・定超						× 95%	218			
72	8318	児児入有期12・地公体・定超・未計画						× 95%	207			
72	8319	児児入有期13・定超						× 95%	204			
72	8320	児児入有期13・定超・未計画						× 95%	194			
72	8321	児児入有期13・地公体・定超						× 95%	197			
72	8322	児児入有期13・地公体・定超・未計画						× 95%	187			
72	8331	児児入有期21・定超						× 95%	114			
72	8332	児児入有期21・定超・未計画						× 95%	108			
72	8333	児児入有期21・地公体・定超						× 95%	110			
72	8334	児児入有期21・地公体・定超・未計画						× 95%	105			
72	8335	児児入有期22・定超						× 95%	104			
72	8336	児児入有期22・定超・未計画						× 95%	99			
72	8337	児児入有期22・地公体・定超						× 95%	100			
72	8338	児児入有期22・地公体・定超・未計画						× 95%	95			
72	8339	児児入有期23・定超						× 95%	93			
72	8340	児児入有期23・定超・未計画						× 95%	88			
72	8341	児児入有期23・地公体・定超						× 95%	90			
72	8342	児児入有期23・地公体・定超・未計画						× 95%	86			
72	8351	児児入有期31・定超						× 95%	678			
72	8352	児児入有期31・定超・未計画						× 95%	644			
72	8353	児児入有期31・地公体・定超						× 95%	654			
72	8354	児児入有期31・地公体・定超・未計画						× 95%	621			
72	8355	児児入有期32・定超		× 95%	616							
72	8356	児児入有期32・定超・未計画		× 95%	585							
72	8357	児児入有期32・地公体・定超		× 95%	594							
72	8358	児児入有期32・地公体・定超・未計画		× 95%	564							
72	8359	児児入有期33・定超		× 95%	554							
72	8360	児児入有期33・定超・未計画		× 95%	526							
72	8361	児児入有期33・地公体・定超		× 95%	535							
72	8362	児児入有期33・地公体・定超・未計画		× 95%	508							
			(3) 重症 心身障害児 の場合	(一) 最初の 90日	(一) 最初の 90日	地方公共団体が設置する指定医療型 障害児入所施設の場合 × 96.5%	入所支援計画が作成されない場合	× 95%	644			
							入所支援計画が作成されない場合	× 95%	621			
							(二) 91日目 以降180日 目	地方公共団体が設置する指定医療型 障害児入所施設の場合 × 96.5%	入所支援計画が作成されない場合		× 95%	585
							(三) 181日目 以降	地方公共団体が設置する指定医療型 障害児入所施設の場合 × 96.5%	入所支援計画が作成されない場合		× 95%	554
							(一) 最初の 90日	地方公共団体が設置する指定医療型 障害児入所施設の場合 × 96.5%	入所支援計画が作成されない場合		× 95%	526
							(二) 91日目 以降180日 目	地方公共団体が設置する指定医療型 障害児入所施設の場合 × 96.5%	入所支援計画が作成されない場合		× 95%	508